

戸籍の届け出

手続きは市民課・支所の窓口で

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し証明するものです。子どもが生まれたとき、結婚・離婚するとき、家族が亡く

なったときなどは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所に届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

主な戸籍の届け出

届け出	届け出期間	届け出人*	届け出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	出生地、子どもの本籍地または届け出人の所在地の市区町村	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳、印鑑(届け出人)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族・同居者・家主・地主・家屋管理人・土地管理人・後見人・保佐人・補助人・任意後見人のいずれか	死亡地、死亡者の本籍地または届け出人の所在地の市区町村	医師の死亡診断書または死体検案書、印鑑(届け出人)。届け出人が後見人・保佐人・補助人・任意後見人のときは、それを証する書類も必要
婚姻届	—	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地の市区町村	戸籍謄本各1通、印鑑(夫・妻各1本、一方は旧姓)
離婚届	協議離婚	—	夫と妻	戸籍謄本1通、印鑑(夫・妻各1本)
	裁判離婚	調停成立または審判・判決確定の日から10日以内	申立人	戸籍謄本1通、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書、印鑑(届け出人)

*届け書に署名が必要な人

届け出をするときは、次のことに注意してください。また、外国籍の人は、届け出の種類や国籍によって必要な書類が異なるため、市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

○出生届：子どもの名前には、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用する

○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする

○婚姻届：届け書に成人の証人(2人)が署名・押印をする。未成年者は父母の同意書を用意する

○離婚届：協議離婚のときは、届け書に成人の証人(2人)が署名・押印をする。離婚後も婚姻中の氏を称するとき、離婚の日から3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する

本人確認

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁届・認知届を提出する際は、届け出に来た人の本人確認をします。運転免許証やマイナンバーカード、保険証など、本人確認ができるものを持ってきてくだ

さい。

休日の届け出

日曜日の午前8時30分～午後5時15分は、市民課で届け書を受け付けます。それ以外の時間帯は、「休日夜間受付」(市役所地下1階)で届け書を預かり、翌開庁日に審査した後、受理します。受理日は休日夜間受付で預かった日となります。添付書類が不足している場合などは、再度来てもらう場合があります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

関心を持ち 認識を深めよう

12月10日(日)～16日(土)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。拉致問題をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が課題とされる中、この問題に対して関心を持ち、認識を深めていくことが大切です。

※くわしくは県政策企画課政策室(☎043・2233・2203)へ。

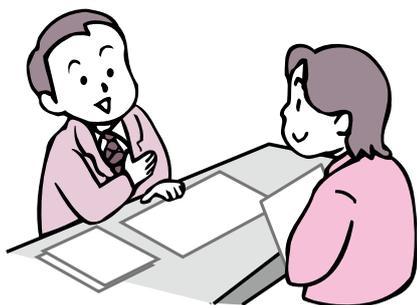
人権週間

相談を実施します

市では、人権擁護委員が女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者などを巡る人権の問題や、近隣とのトラブルなどの相談に応じる「もめぐと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を毎月行っています。

今月は、12月4日(月)～10日(日)の人権週間に合わせて12月5日(火)に実施します。詳細は「困りごと・悩みごと相談室」(17ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。



市長日誌



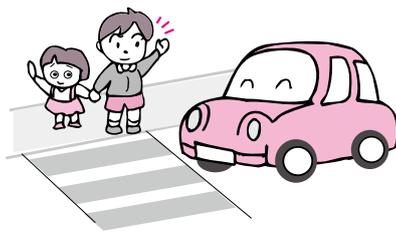
11月1日～15日

1日	災害時における物資の供給に関する協定締結式(米屋株式会社・成田市)成田エアポートツーデーマーチ実行委員会
2日	農業青年団体農政座談会
5日	防火ポスター展表彰式 折り鶴平和使節団長崎訪問報告会 空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会委員委嘱式・審議会
6日	下総高校自動車部本田宗一郎杯Hondaエコマイレッジチャレンジ全国大会優勝報告会 印旛都市広域市町村圏事務組合議会定例会
7日	横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会要望活動
9日	行政改革推進委員会 総合教育会議
10日	生涯大学院学園祭
11日	八生地区敬老会 総合防災訓練
12日	成田POPラン大会 伊能歌舞伎定期公演
15日	成田市表彰式 納税表彰式



米屋株式会社と協定を締結(1日)

冬の交通安全運動 ルールを守って 事故防止



冬の交通安全運動が12月10日(日)～19日(火)に行われます。一人一人が交通ルールを守り、事故を防止しましょう。

重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車の交通事故防止

年末年始特別警戒 パトロールや 取り締まりを強化

警察では、12月10日(日)～1月3日(水)を年末年始特別警戒取り締まり期間として、パトロールや交通取り締まりなどを強化します。皆さんも犯罪被害や交通事故に気を付けましょう。

電話de詐欺対策

○息子や孫から「かばんをなくした」「携帯電話の番号が変わった」などの電話があったら、家族や警察に相談する

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

○「還付金がある」「今日中にATMに行けば手続きできる」などの電話があったら、家族や市役所、警察に相談する

自転車・オートバイ盗対策

○駐輪の際は自宅でも必ず施錠し、さらにワイヤー錠などによる二重ロックをする

○路上駐輪せず駐輪場を利用する

空き巣などの侵入窃対策

○就寝時や外出の際は、施錠の確認を必ず行う

○窓には補助錠などの防犯グッズを付け、窓ガラスに防犯フィルムを貼る

車上ねらい対策

○車から短時間でも離れるときは、必ず窓を閉めて鍵を掛け、バッグなどを置かない

○警報装置などを設置する

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

マイナンバー制度の情報連携 本格運用が開始

国や県・市などの間で特定の個人情報照会・提供が行われる「マイナンバー制度の情報連携」が、11月13日から本格運用されました。市役所での各種申請手続きの際にマイナンバーを記入することで、提出する必要があった書類を省略できます。手続きにマイナンバーを利用する際は、運転免許証やマイナンバーカードなど、本人確認ができるものを持ってきてください。

省略できる書類は手続きごとに異なります。市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0107_00003.htm)で確認してください。

※くわしくは行政官理課(☎20・1501)へ。

農業用廃プラスチック 適正処理を お願いします

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために、地区ごとに回収をしています。

回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。

対象＝農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

CO₂CO₂スマート大作戦 省エネに取り組み

県では、冬季に家庭の省エネを応援するため「我が家のCO₂CO₂(コックン)スマート大作戦2017・冬」を実施します。

取組期間＝2月28日(水)まで(報告は各月ごとに翌月の15日まで)

参加方法＝県ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyukankyou/co2co2smart/home/index.html>)にあるシミュレーションを参考に省エネに取り組み、1カ月分の電気・ガス・水道使用量をホームページで報告

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

年末年始のごみ出し

搬入・申し込みはお早めに



着なくなった衣類をリサイクル

年末年始は、大掃除などでごみが増える時期です。こうしたごみの中には、衣類や紙類など資源物としてリサイクルできるものが多く含まれています。分別してごみを減らしましょう。

ごみの収集

成田富里いずみ清掃工場・リサイクルプラザは12月30日(土)まで開場していますが、年末は大変混み合います。ごみを直接搬入する場合は早めにお願ひします。

ごみ収集の詳細については、広報なりた12月15日号でお知らせします。

粗大ごみの回収

粗大ごみの回収申し込みは、12

月28日(木)まで受け付けています。

年内の回収を希望する人は、早めに成田富里いずみ清掃工場 ☎ 36・1689)へ申し込んでください。

※くわしくはクリーン推進課 ☎ 20・1530)へ。

し尿のくみ取り

年内の依頼は19日まで

年内のし尿のくみ取りを希望する人は、12月19日(火)までに申し込んでください。

なお、12月は依頼が集中するため、希望する日に作業ができない場合があります。

※くわしくは環境衛生課 ☎ 20・1531)へ。

浄水器設置費補助金

飲料用井戸水に

市では、各世帯の飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯、浄水器設置から5年以上経過し、故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。

対象物質は硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)

補助額15万円を限度に浄水器の購入・設置費用の2分の1(生活保護受給世帯などは、費用30万円を限度に全額)

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に申請書提出などの手続きと、審査が必要となります。

なお、水道が整備されている地区の人は交付を受けられません。

※くわしくは環境対策課 ☎ 20・1532)へ。

上下水道料金

2月から一括請求を開始

現在、ニュータウン地区の水道料金は県水道局が、下水道料金は市が別々に請求しています。利用者の利便性向上と事務の効率化を図るため、上下水道料金を県水道局が平成30年2月(1月検針分)から一括請求します。

また、一括請求の開始に伴い、

請求時期が次の通り変更となります。

○請求書発送日：検針翌月の1日

○口座振替日・納期限：検針翌月の16日

※くわしくは下水道課 ☎ 20・1553)へ。

利子補給制度

小規模事業者・創業する人を対象に

市では、次の事業者向けに、利子補給を行います。

対象は平成29年4月1日以降に日本政策金融公庫から次のいずれかの資金融資を受けた事業者

○小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

○新創業融資制度

利子補給率11年0・5パーセント

または償還利子の約定年率の2分の1のいずれか低い利率

利子補給対象期間は平成29年4月1日～12月31日

申請方法は2月9日(金)までに、商工課(市役所4階)にある申請書に必要書類を添えて同課へ

※補給には市税を完納していることなど条件があります。くわしくは商工課 ☎ 20・1622)へ。

スプレー缶などの処理

必ず中を空にして

スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどをごみとして出す場合、中にガスが残っていると、収集・選別作業の際に発火や爆発する恐れがあり大変危険です。必ず中身を空にしてから出してください。

処分するときは、風通しの良い屋外で、引火する物がないか周囲を確認し、数回に分けて中身を抜いてください。中身が空になったら穴を開け、金属製の部分は金物・陶磁器・ガラス類の指定袋(黄色)に入れ、プラスチック製の部分は可燃ごみの指定袋(青色)に入れて出してください。

※くわしくはクリーン推進課 ☎ 20・1530)へ。

